

各特別徴収義務者 様

市県民税特別徴収関係書類の送付について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素から税務行政に格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、市県民税の特別徴収税額を別途通知書のとおり決定いたしました。つきましては、特別徴収税額を通知いたしますとともに、関係書類をお送りしますのでよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

旭 市 役 所

税務課 課税班

〒289-2595 千葉県旭市ニの2132番地

電 話 0479 (62) 5321

F A X 0479 (62) 2170 (代)

<特別徴収の取扱要領>

1. 特別徴収について

毎年4月1日の現況において、給与の支払を受けている給与所得者について、当該給与所得者の前年中の給与所得に係る市県民税を、給与の支払いをしている者（特別徴収義務者：給与の支払いをする者のうち所得税の源泉徴収義務を有する者）が給与の支払いと同時に徴収し、市に納入していただくことが市県民税の特別徴収の制度です。

2. 特別徴収税額の通知について

特別徴収の方法で徴収する場合は、特別徴収義務者を經由して5月31日までに各納税義務者に通知することになっていますので、同封の通知書はすみやかに各納税義務者にお渡しください。

3. 納入期限

○給与分……6月から翌年5月までの給与の支払いをする際、毎月徴収し、翌月の10日（土曜日・日曜日および祝日のときはその翌日）までに納入してください。

○退職分……退職手当等の支払いをする際に徴収し、翌月の10日（土曜日・日曜日および祝日のときはその翌日）までに納入してください。

4. 納入場所

特別徴収税額を納入されるときは、郵便局又は次の金融機関をご利用下さい。

千葉興業銀行
銚子商工信用組合
かとり農業協同組合 東庄支店

銚子信用金庫
京葉銀行
東日本信用漁業協同組合連合会

千葉銀行
ちばみどり農業協同組合

※ゆうちょ銀行・郵便局をご利用される場合は、つづり込みの「ゆうちょ銀行店長・郵便局長あて指定通知書」を提出のうえ納入してください。

5. 延滞金について

納期限までに税金を完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該納期限の翌日から起算して1か月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収します。ただし、当該年の前年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）を乗じて計算した延滞金を加算して徴収します。

6. 納税者が異動された場合

退職・転勤等の事由により異動が生じた場合は、つづり込みにある「異動届出書」を必ず異動のあった翌月の10日までに提出してください。特に退職の場合は、納税者に迷惑のかかる場合もありますので至急お願いいたします。

7. 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

変更があったときは、その都度つづり込みにある「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

8. 納税者が新規に特別徴収を希望する場合

納税者から新規に特別徴収の申し出があり、給与支払者において特別徴収が可能な場合は、つづり込みにある「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

										年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
(宛先) 旭 市長 令和 年 月 日提出		〔 特別徴収 給与支払者 〕	所在地	〒							特別徴収義務者 指 定 番 号					
			フリガナ								宛 名 番 号					
			氏名又は名称								担連 当 者 先	所 属				
			個人番号 又は法人番号										氏 名			
										—個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰め記載			電 話	内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ								(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏 名															
	生年月日	年	月	日												
	個人番号															
	受給者番号									月	年		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 職 働 欠 勤 期 間 中 長 期 不 定 期 解 散 他 の 事 由 ・ 理 由 () 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入		
	1月1日 現在の住所								月	月	年	月				
異動後の 住所								円	円	円	日					

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先 (特 別 徴 収 義 務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法 人 番 号							新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を					
	所 在 地	〒							担 当 者 連 絡 先	所 属	_____			
	フリガナ									氏 名	_____			
	氏名又は名称								電 話	_____				
										受 給 者 番 号	_____			
										納入書の要否 (新規の場合のみ 記載)	<input type="checkbox"/>	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため							徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため									

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため							※市 町 村 記 入 欄
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため							
		3. 死亡による退職であるため							

[提出先] 〒289-2595 千葉県旭市ニの2132番地 旭市役所税務課課税班

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合

旭市から初めて市民税・県民税特別徴収義務者に指定された事業所で、ゆうちょ銀行・郵便局を通じて払込みを希望される場合は、右の指定通知書に日付、ゆうちょ銀行・郵便局名を記入し当該ゆうちょ銀行・郵便局に納入の際、提出してください。

ゆうちょ銀行・郵便局が指定されませんと払込みの扱いを拒否される場合がありますのでご注意ください。

なお、手続きは最寄りのゆうちょ銀行・郵便局で結構です。

年 月 日

指 定 通 知 書

ゆうちょ銀行 店長・ 郵便局長様

千葉県 旭 市 長

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱ゆうちょ銀行・郵便局に指定しましたので通知します。

1 認可番号	東京業2第 1433番
2 口座番号	00140-6-960158番
3 加入者の名称	旭市会計管理者
4 取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター